

○退職手当

・概要

- (1) 県費負担の常勤職員で勤続期間が6か月以上（死亡、傷病退職の場合は1日以上）ある者が、退職又は死亡した場合に、本人又は遺族に支給される手当である。
- (2) 支給額

$$\text{退職手当額} = (\text{退職時の給料月額} \times \text{勤続期間に対応する支給率}) + \text{調整額}$$

※1 給料月額（平18経過措置は適用しない）には、教職調整額、加算額及び給料の調整額を含む。なお、定年年齢から10年を減じた年齢以上でかつ勤続25年以上である職員が定年退職日から1年前にその者の事情によらないで退職する場合には、退職手当の算定の基礎となる給料月額について、次の特例措置がある。

$$\text{退職時の給料月額} \times \{1 + (2\% \times \text{定年までの残年数})\}$$

※2 支給率 詳細は、退職後のガイドブック参照

(平成18年4月1日改正以降)

勤続期間	自己都合	定年等	勤続期間	自己都合	定年等	勤続期間	自己都合	定年等	勤続期間	自己都合	定年等
1年	0.6	1	13年	10.64	16.625	25年	33.5	41.34	37年	49.9	59.28
2年	1.2	2	14年	11.52	18	26年	35.1	34.212	38年	51.1	59.28
3年	1.8	3	15年	12.4	19.375	27年	36.7	35.084	39年	52.3	59.28
4年	2.4	4	16年	15.39	21.375	28年	38.3	46.956	40年	53.5	59.28
5年	3	5	17年	16.83	23.375	29年	39.9	48.828	41年	54.7	59.28
6年	3.6	6	18年	18.27	25.375	30年	41.5	50.7	42年	55.9	59.28
7年	4.2	7	19年	19.71	27.375	31年	42.7	52.572	43年	57.1	59.28
8年	4.8	8	20年	23.5	30.55	32年	43.9	54.444	44年	58.3	59.28
9年	5.4	9	21年	25.5	32.63	33年	45.1	56.316	45年	59.28	59.28
10年	6	10	22年	27.5	34.71	34年	46.3	58.188			
11年	8.88	13.875	23年	29.5	36.79	35年	47.5	59.28			
12年	9.76	15.25	24年	31.5	38.87	36年	48.7	59.28			

※3 調整額（第1～9号の区分で定額。退職までの過去60月を在職区分に応じて当てはめる）
詳細は、退職後のガイドブック参照

調整額	行政職給料表	医療職給料表（級）	教育職（級）
45,850円			職務段階加算20% 4級
41,700円			職務段階加算15%かつ特別調整額14%以上 4級
33,350円			4級で上記以外の者 4級
25,000円	5級		3級全員 3級
			職務段階加算10%かつ経験年数35年以上（大学4年卒） 2級
20,850円	4級	5級	職務段階加算10%（経験年数26年以上35年未満（大学4年卒）） 2級
16,700円	3級	4級 3級 2級	職務段階加算5%（経験年数9年以上26年未満（大学4年卒）） 2級
			職務段階加算5%（経験年数14年以上（大学4年卒）） 1級
0円	1級及び2級	上記以外の2級の者及び1級	上記以外の2級の者 2級 上記以外の1級の者 1級

(3) 支給制限及び返納

次の場合、全部、又は一部が支給されない。

- ① 退職した職員が、引き続いて国又は他の地方公共団体の職員となった場合で、勤続期間が通算されるとき。
- ② 懲戒免職等処分、又は禁錮以上の刑に処せられたとき。

次の場合、全部、又は一部の返納を命じられる。

- ① 懲戒免職等処分、又は禁錮以上の刑に処されたとき。

※ 支給制限及び返納の対象者は退職者本人若しくは、遺族等も含む

※ 懲戒免職等処分の理由となった非違の性質等によっては、考慮される場合がある

(4) 退職手当からの控除

- ① 所得税
② 市町村民税・県民税
③ 住民税の特別徴収分の残額
④ 共済組合、互助会の貸付償還金

・関係法令等

- (1) 福島県職員の退職手当に関する条例
- (2) 福島県職員の退職手当に関する条例施行規則
- (3) 福島県職員の退職手当に関する条例の運用方針
- (4) 福島県市町村立学校職員の退職手当の支給に関する規則

以 下 余 白